令和８年度採用（令和８年６月以降着任）
地域おこし協力隊（ソーシャルワーカー）募集要項

令和８年３月９日

１　募集の目的

信濃町は、長野県の北端に位置し、町のほぼ中央に上信越自動車道の信濃町インターチェンジがあり、東京や名古屋をはじめ北陸方面へのアクセスがよい、人口約 7,400 人の町です。四方には黒姫山をはじめとした妙高戸隠連山国立公園の山々と、町の中央に清らかな水を湛える野尻湖があることから、行楽やアウトドアスポーツ等で年間を通して多くの観光客も訪れます。また、町では全ての人が自分らしく生きられる地域づくりを目指して、地域共生の社会づくりに取り組んでいます。

このたびは、信濃町地域おこし協力隊設置要綱（平成 27 年 12 月 28 日要綱第 107 号、以下「要綱」といいます）に基づき、町内福祉事務所等を拠点に、「福祉ソーシャルワーカー」として、以下の業務を任務として活動いただける協力隊員を募集します。

福祉ソーシャルワーカーは、地域の福祉ニーズを把握し、不足している福祉サービスの提案や障がい者とその家族の相談から適切な機関へつなぐ、福祉関係者のネットワークを創る仕事です。

２　業務内容

業務１	福祉ソーシャルワークに係る活動 ・本人やご家族からの相談受付、対応 ・町内福祉事務所等と共同し、介護や医療、福祉など様々な分野での生活相談 ・地域包括支援センターや社会福祉協議会等との連携、調整　など
業務２	地域活性化に資する活動 ・地域の福祉ニーズ把握や不足するサービス充実のための提案 ・サービス提供者のネットワークを構築　など
業務３	その他、自己成長活動 ・各種資格取得に向けた活動（相談支援専門員、社会福祉士など） ・自治会や地域行事等への参加 ・活動報告書の提出、年間計画書や報告書の作成　など

３　活動イメージ

１年目	町内福祉事業所での取り組み等を中心に障害福祉や社会福祉の状況を把握しながら、ソーシャルワークに必要な情報収集と次年度計画を作成
２年目	把握した福祉ニーズに対する地域課題解消に向けた取り組みを実施
３年目	福祉プロジェクトを継続しながら定住に向けた準備

4　応募の条件

応募資格 （応募する全ての方が満たす必要があります。）	・三大都市圏内外の都市地域及び一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市に現に住所を有する方 ・採用後、生活の拠点を信濃町に移すとともに信濃町に住民票を異動することができる方 ・任期終了後も信濃町に居住する意向のある方 ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しない方 ・普通自動車運転免許を有している方 ・パソコンの一般的な操作及び SNS の活用ができる方
求める人物像	・ソーシャルワークのミクロからマクロまで地域デザインされたい方 ・福祉や地域共生社会に関心がある方 ・地域住民や関係機関等と柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方 ・信濃町に定住して福祉プロジェクトを継続する意思がある方 ・町内の福祉関連事業所への就業を希望される方 ・ソーシャルワークの経験のある方

5　採用予定人数：1 名

6　雇用形態

福祉ソーシャルワーカーは、信濃町の会計年度任用職員として信濃町長が任用します。

任用期間は令和 8 年度の任用日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、年度ごとに再度任用の可否を判断し、最長 3 年間活動いただくことができます。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7　報報酬：290,000 円/月

※1　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格をお持ちの方で任用 2 年目以降に資格が有効であると認められた場合 20,000 円/月の資格手当制度あり。

8　勤務条件

勤務地	主に、町内福祉事務所等にて活動していただきます。	
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（うち休憩 1 時間）※7.75h/日 ・活動の実態に応じて始業時間及び終業時間をご調整いただきます。	
活動日数	・原則、月曜日から金曜日の平日シフト 17 日/月（131.75h/月）	
休日・休暇	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ・イベントや会議等で休日出勤や時間外業務が発生する可能性がありますが、その場合は別日に振替となります。 ・年次有給休暇を利用することができます。 ・夏季休暇など年次有給休暇以外の休暇を利用することができます。	
待遇・福利厚生	住居	・住居は町が用意します。基本的に家賃は無償です。 ・住居に係る光熱水費等は自己負担となります。 ・転居に係る旅費や経費については自己負担となります。
	活動経費	・活動には公用車をご利用いただきますが、通勤や日常生活には自家用車をご用意ください。 ・活動に使用するパソコンは町が貸与します。 ・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格取得にかかる費用の一部を負担します。 ・その他、活動のために必要な消耗品費や研修費については、予算の範囲内で町が負担します。
	社会保険	・健康保険（共済保険）加入 ・厚生年金保険加入 ・雇用保険加入 ・非常勤職員等公務災害補償加入又は労災保険加入
	兼業	・可（ただし町の承認が必要）
	その他	・携帯電話やインターネット等の通信費は自己負担となります。 ・社会福祉士の受講資格の取得が活動時間内で可能です。（ただし短大又は 4 年生大学卒業が条件）

9　提出書類・選考の方法

（1）選考方法

①面談エントリー	カジュアル面談の申込方法（メールでエントリー）（3/25 まで） ・総務課まちづくり企画係　kikaku@town.shinano.lg.jp　まで ・メール件名に「地域おこし協力隊応募希望（福祉ソーシャルワーカー）」としてお問い合わせください。（書式自由） ・カジュアル面談の日程を調整します。
②カジュアル面談	・担当者が WEB 面談を行います。 ・地域情報と業務内容について説明します。 ・確認事項や質問等を聞き取りします。
③応募受付	・カジュアル面談終了後、必要書類を送付いただいて正式に応募したものとします。（4 月中旬予定）
④書類選考	・応募書類をもとに選考を行います。 ・選考結果はメールでお伝えします。（4 月下旬予定）
⑤採用面接 （Web 又は現地）	・書類選考通過者を対象に Web 面接を行います。（5 月上旬予定） ・日程等の詳細については、選考結果を通知する際にお知らせします。 ・面接時には必要書類を持参または郵送いただきます。
⑥最終結果の通知	・選考終了後に、結果を文書で通知します。 ※現地面接の交通費等に関しては自己負担とします。

（2）応募書類（②カジュアル面談終了後　③応募受付時に提出）

・信濃町地域おこし協力隊応募用紙　　：様式指定
・現住所の住民票　　：１ヶ月以内のもの
・普通自動車運転免許証の写し　　：表面・裏面
・資格証明書の写し　　：資格をお持ちの方のみ

（3）カジュアル面談エントリー応募受付期間

令和 8 年 3 月 9 日（月）から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで

10　着任時期

令和 8 年 6 月 1 日以降を予定（町と内定者との相談のうえ決定）

11　担当課

信濃町役場　総務課　まちづくり企画係
〒389-1392 長野県上水内郡信濃町大字柏原 428-2
TEL　026－255－1007（平日 8:30～17:15）
mail　kikaku@town.shinano.lg.jp